

## 【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	循環型社会推進課
------	----------

## 一般廃棄物処理施設の設置の使用前検査

## 根拠条文

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項  
 第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

## 審査基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の4の該当性の判断は、「平成4年8月13日付衛環第233号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知第3の1(2)」及び「平成10年5月7日付衛環第37号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知第2の4」による。  
 (上記通知は、循環型社会推進課及び東部生活環境事務所、中部・西部総合事務所で閲覧できます。)

## 標準処理

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
18日	機 関	東部生活環境 事務所、総合 事務所	機 関	東部生活環境 事務所、総合 事務所	八頭、日野総合事務所を 除く。
	期 間	— 日	期 間	18日	